

第6次千葉県男女共同参画計画 (原案)

令和7年12月

千葉県

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 計画策定の背景	3
第2章 基本方針	13
1 基本理念	13
2 目指す姿	13
3 基本目標	13
4 計画の体系	15
5 計画指標一覧	16
第3章 事業計画	25
【基本目標1 あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進】	
【施策項目① 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進】	
現状と課題	25
施策の基本的な方向1	
政治・行政分野における政策決定過程における女性の参画の促進	27
施策の基本的な方向2	
民間における方針決定過程における女性の参画の促進	28
【施策項目② あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映】	
現状と課題	30
施策の基本的な方向1	
女性の参画が少ない分野における女性活躍の場の拡大	33
施策の基本的な方向2	
男性の参画が少ない分野における男性活躍の場の拡大	34
【施策項目③ ライフステージに応じた男女共同参画の促進】	
現状と課題	36
施策の基本的な方向1	
家事・子育て・介護への支援の促進	37
施策の基本的な方向2	
地域活動等における男女共同参画の促進	39

【基本目標Ⅱ 働く場における女性活躍の推進】

【施策項目① 働く場における女性への活躍支援】

現状と課題	41
施策の基本的な方向1	
女性の就業（継続）・復職・起業への支援	44
施策の基本的な方向2	
女性の能力発揮への支援	45

【施策項目② 誰もが働きやすい職場環境づくり】

現状と課題	47
施策の基本的な方向1	
多様な働き方の推進	49
施策の基本的な方向2	
誰もが安心して働く職場環境の整備	50
施策の基本的な方向3	
ハラスメント対策の促進	51

【基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現】

【施策項目① あらゆる暴力の根絶と人権の尊重】

現状と課題	53
施策の基本的な方向1	
あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備	56
施策の基本的な方向2	
配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進	57
施策の基本的な方向3	
性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり	58
施策の基本的な方向4	
メディアにおける女性や子ども等の人権への配慮	59

【施策項目② 誰もが安心して暮らせる環境の整備】

現状と課題	61
施策の基本的な方向1	
ひとり親家庭等様々な困難な状況におかれている人々への支援	65
施策の基本的な方向2	
困難な問題を抱える女性等への支援	66
施策の基本的な方向3	
男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進	66
施策の基本的な方向4	
高齢者・障害のある人・外国人・性的マイノリティなどがジェンダーに基づいて抱える問題への理解の促進・支援	68

【施策項目③ 生涯を通じた健康づくりの推進】

現状と課題	70
施策の基本的な方向 1	
生涯を通じた男女の健康支援の推進	71
施策の基本的な方向 2	
性差を考慮した健康課題等への支援	73

【基本目標IV 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備】

【施策項目① 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するための意識変革の推進】

現状と課題	76
施策の基本的な方向 1	
固定的性別役割分担意識の変革に向けた啓発	78
施策の基本的な方向 2	
男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供	78

【施策項目② 子ども・若者に向けた意識啓発】

現状と課題	80
施策の基本的な方向 1	
学校教育・社会教育等における啓発	81
施策の基本的な方向 2	
多様な選択を可能とする学習の推進	83

【施策項目③ 推進体制の整備・強化】

現状と課題	85
施策の基本的な方向 1	
男女共同参画センターの機能強化	86
施策の基本的な方向 2	
多様な主体との連携	86
施策の基本的な方向 3	
計画の適正な進行管理	87

用語解説 89

参考資料 98

 男女共同参画社会基本法 99

 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 103

 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 114

 男女共同参画に関する国内外の動き 120

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成13年3月に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定、令和3年3月には現行計画である

「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定し、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

また、本県は、全国で唯一男女共同参画条例がない県という状況が続いてきましたが、令和6年1月に施行された「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例（以下、「多様性尊重条例」という）」において「男女のいずれもが性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会」を目指す社会として位置付けたことにより、男女共同参画条例がない県という状況を解消するとともに、県民や企業等の皆様と男女共同参画の意義を共有し、推進していく新たな土台が整えられました。

第5次男女共同参画計画では、ワーク・ライフ・バランスの普及促進や子育て・介護への支援等に重点的に取り組んできました。こうした中で、女性の就業率が増加し、いわゆるM字カーブが解消されてきており、男性の育児休業の取得率も向上するなど、一歩ずつですが、着実に男女共同参画の実現に向けて進んできているといえます。

一方で、令和6年度に実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」（以下、「令和6年度県民意識調査」という。）では、例えば「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識について、「反対」と回答した人の割合が47.3%に留まるなど、未だに社会全体で固定的性別役割分担意識が根強く存在しています。

また、女性の就業率は増加しましたが、政策・方針決定過程における女性の参画拡大が進んでいないことや出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブがみられること、男女間の賃金格差が大きいことなど、働く場において女性が直面している課題は山積しています。

県内においても、少子高齢化の進展に歯止めがかからず、生産年齢人口の減少により人材不足が深刻化しています。また、社会のグローバル化やデジタル化の進展、新型コロナウィルス感染症の経験を契機としたライフスタイルの変化など、本県を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しています。

災害対応については、集中豪雨や台風、地震など自然災害が頻発化・激甚化する中で、令和6年1月1日に発生した能登半島地震への対応では、避難所における女性の負担が大きいことが改めて認識されるなど、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組は十分に浸透しているとは言えない状況になっています。

他方、国際情勢に目を転じると、平成27年9月に国連で「持続可能な開発目標のための2030アジェンダ」が採択され、この中で「誰一人取り残さない」社会を目指すSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられており、また、令和6年9月に採択された「未来のための約束」においても、「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメントが持続可能な開発の不可欠な前提条件であること」が確認されています。

こうした中、国が令和7年12月に策定した第6次男女共同参画基本計画では、男女共同参画や女性活躍に係る取組を推進することが、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ (well-being) を実現する社会の形成に資するとし、施策を強力に推進するための体制 (国内本部機構) の機能の充実・強化を図るとともに、政府が行うあらゆる取組において、常にジェンダー平等及びジェンダーの視点を確保し、施策に反映していく (ジェンダー主流化) こととしています。

本県では、こうした国の計画を勘案しつつ、これまでの取組の課題を踏まえ、さらに、新たな課題や社会状況の変化に対応するため、第6次千葉県男女共同参画計画を策定することとしました。

＜SDGsとは＞

「SDGs」とは、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)のこととで、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年(2030年)までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

国のSDGs推進本部が令和元年に決定した「SDGs実施指針改定版」では、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映すること等が期待されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国連が作成したSDGsロゴ

2 計画の位置付け

(1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく法定計画であり、本県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

また、この計画では、女性の職業生活における活躍を進めるための取組を盛り込んでいるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく本県における推進計画としても位置付けます。

※推進計画の該当部分

- ・第2章及び第3章 施策項目 I-①、I-②、I-③、II-①、II-②、IV-①、IV-③

(2) この計画は、千葉県総合計画やその他の関連諸計画との整合性を図りながら、本県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

3 計画の期間

この計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

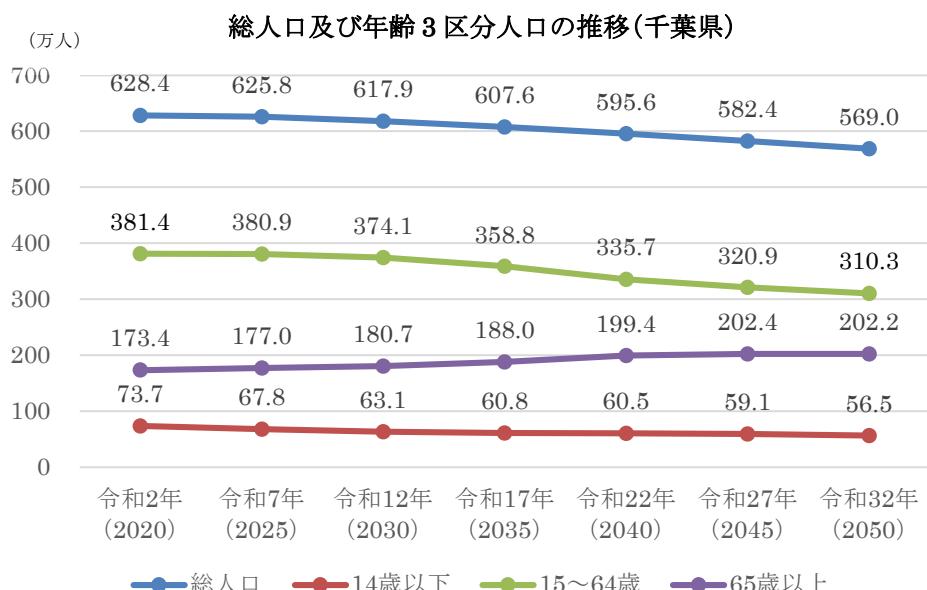
4 計画策定の背景

○本県の男女共同参画を取り巻く現状

(1) 少子高齢化、生産年齢人口の減少

本県では、少子高齢化を背景に、生産年齢人口の減少が進んでおり、様々な分野において人材不足が深刻化しています。「国立社会保障・人口問題研究所」が令和5年12月に公表した「地域別将来推計人口」では、令和2年に381.4万人だった15歳～64歳の県内人口は、令和17年には358.8万人、令和32年には約8割に当たる310.3万人まで減少すると見込まれております。

このような状況の中で、本県が持続的な発展をするためには、人口の約半分を占めている女性の更なる活躍を推進することが重要です。



出典：国立社会保障・人口問題研究所 地域別将来推計人口 (R5.12 公表)

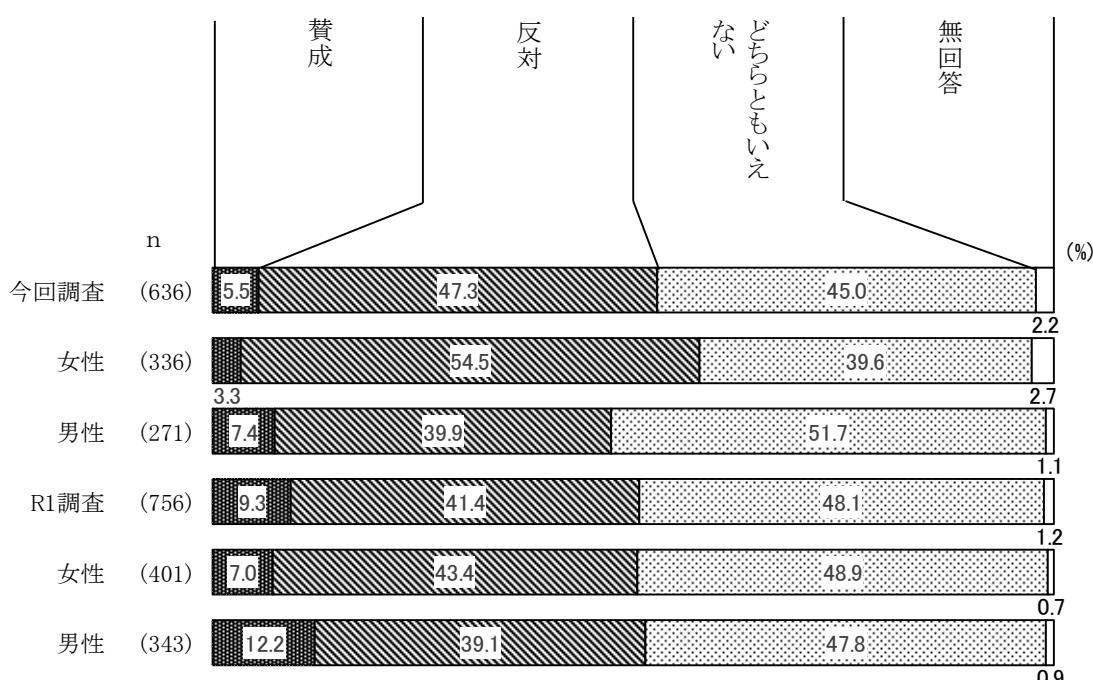
(2) いまだ根強く残る固定的性別役割分担意識

男女共同参画社会の形成における阻害要因の一つとして、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が挙げられます。

令和6年度県民意識調査では、例えば「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識について、47.3%の人が「反対」と回答しており、また、「家事等の役割分担」に関する質問では、「食事の支度・あとかたづけ」など、ほとんどの項目において多くの方が「主に妻が行う」と回答しており、「夫婦とも同じくらい行う」との回答を大きく上回っております。

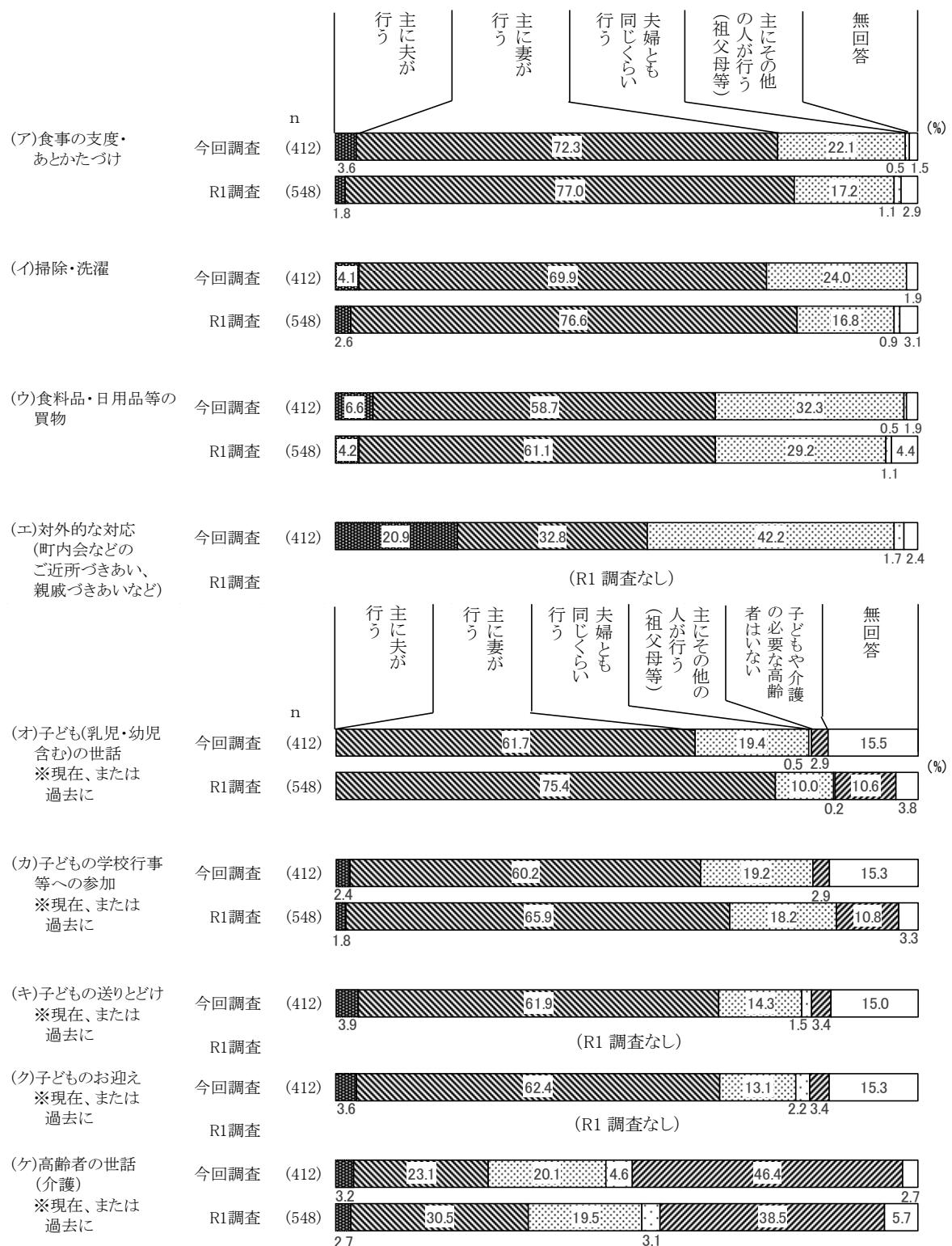
男女共同参画社会の形成を推進していくためには、県民の中に根強く残るこれらの意識を変革していく必要があります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



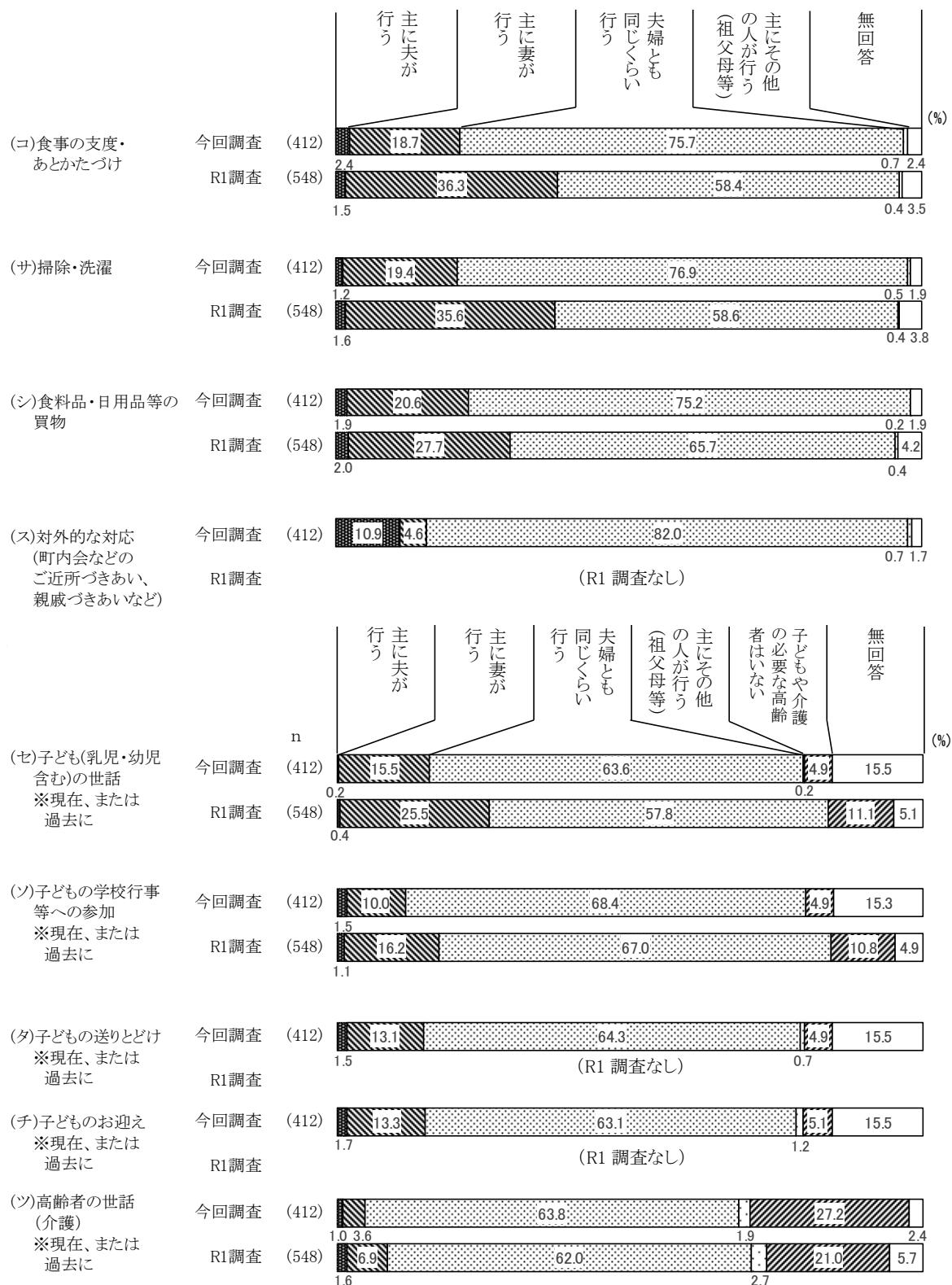
出典：県多様性社会推進課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書（令和6年10月）

現在の家事等の役割分担について



出典：県多様性社会推進課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書（令和6年10月）」

理想と考える家事等の役割分担について



出典：県多様性社会推進課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書（令和6年10月）」

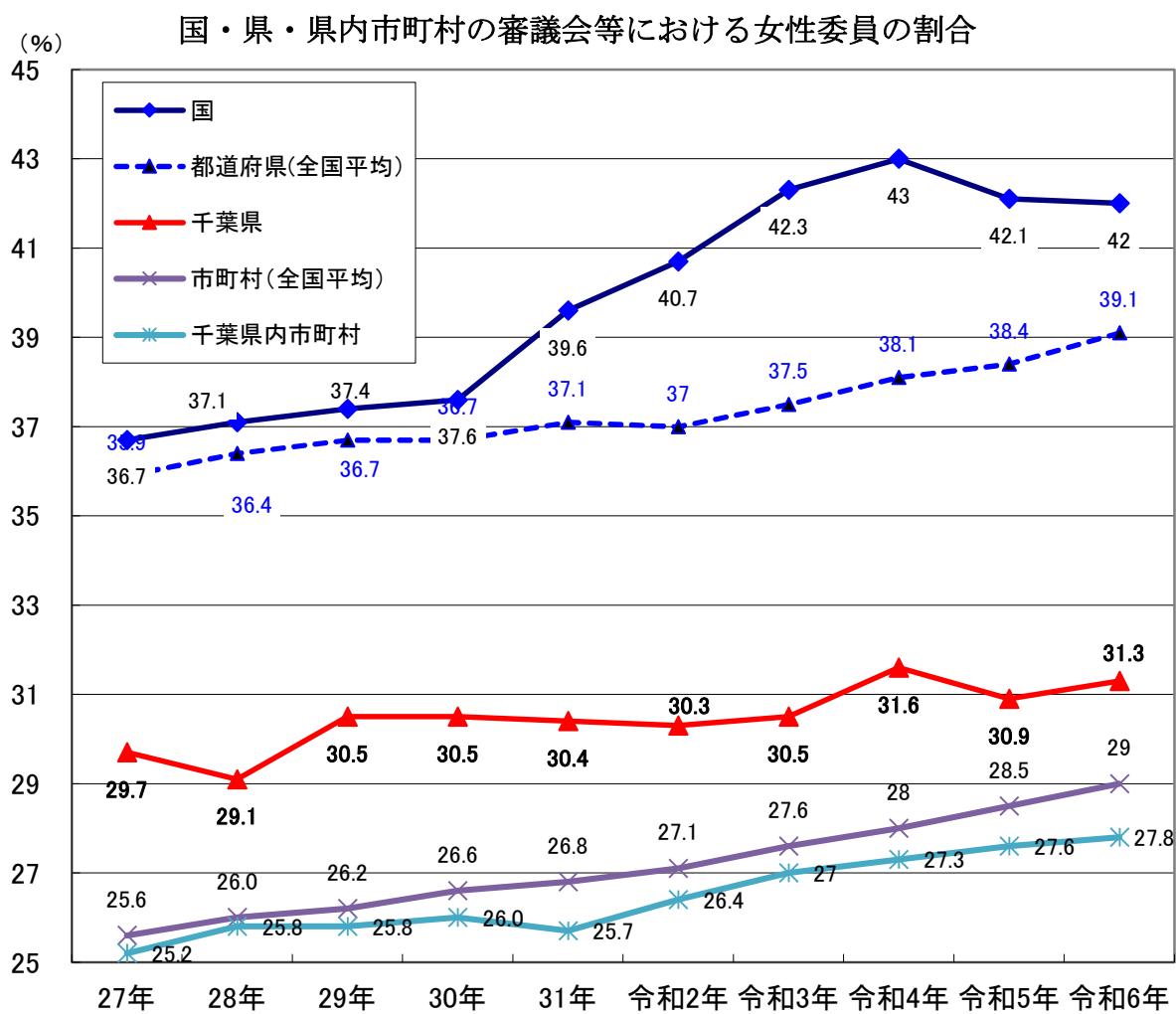
(3) 政策・方針決定過程への女性の参画の低さ

本県における女性の参画状況については、政治の分野においては、千葉県議会議員に占める女性の割合は令和7年5月時点では13.2%（91名中12名）であり、依然として低い状況にあります。

行政分野においては、県審議会における女性委員の割合が全国平均で39.1%であるのに対し、本県は31.3%と、厳しい状況にあります。

民間における女性の参画状況では、令和2年の「国勢調査」によると、千葉県における産業別の女性役員割合は、21.5%となっており、分野によって差が見られる状況にあります。また、令和5年度に本県が行った「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」によると、県内事業所における女性の課長相当職以上の割合は、15.0%となっており、国の目標である「女性管理職（課長相当職以上）30%以上」には達していません。

男女共同参画社会の推進のため、あらゆる分野における政策・方針決定ができる立場へ女性が参画できるように取り組む必要があります。



※国は各年9月末時点、県及び県内市町村は、各年4月1日時点

都道府県は目標の対象である審議会等委員に対する女性登用の割合

市町村は、法律、精励及び条例により設置された審議会等委員に対する女性登用の割合を表示

出典：内閣府「国の審議会等における女性員の参画状況調べ」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(4) 多様性尊重条例の施行

本県は全国で唯一男女共同参画条例がない県という状況が続いておりましたが、令和6年1月に男女共同参画条例の内容を包含した「多様性尊重条例」を施行し、男女共同参画を推進するための新たな土台が整えられました。

本条例第2条第2号では、性別に基づく違いがある中で目指す社会として、「男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会」を掲げるとともに、基本理念や県の責務、県民等の役割なども定めています。

今後、条例で定める社会の実現に向けて、計画的に取組を進めていく必要があります。

(5) 千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プランの策定

少子高齢化が進み、社会・経済情勢が大きく変化する中で、多様化する県民ニーズに的確に対応し、活力ある社会を維持していくためには、県が率先して千葉県職員が個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを進めることが重要です。

職員一人ひとりが個人としての生活を充実させ、能力を発揮して職務に取り組むとともに、子育てや介護、家事などの家庭責任をきちんと果たしていく環境を整備することや、これまで以上に女性職員が活躍し、その力を発揮できる環境を整備することは必要不可欠であり、こうした取組は公務能率や県民サービスの向上にもつながるものです。

こうした背景も踏まえながら、仕事と子育ての両立と女性の活躍推進を一体的に進めるため、これまでの「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」及び「千葉県女性職員活躍推進プラン」を統合し、令和7年3月に「千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プラン」を策定しました。

当該プランに基づき、県職場においても仕事と家庭の両立や女性職員の活躍を推進していく必要があります。

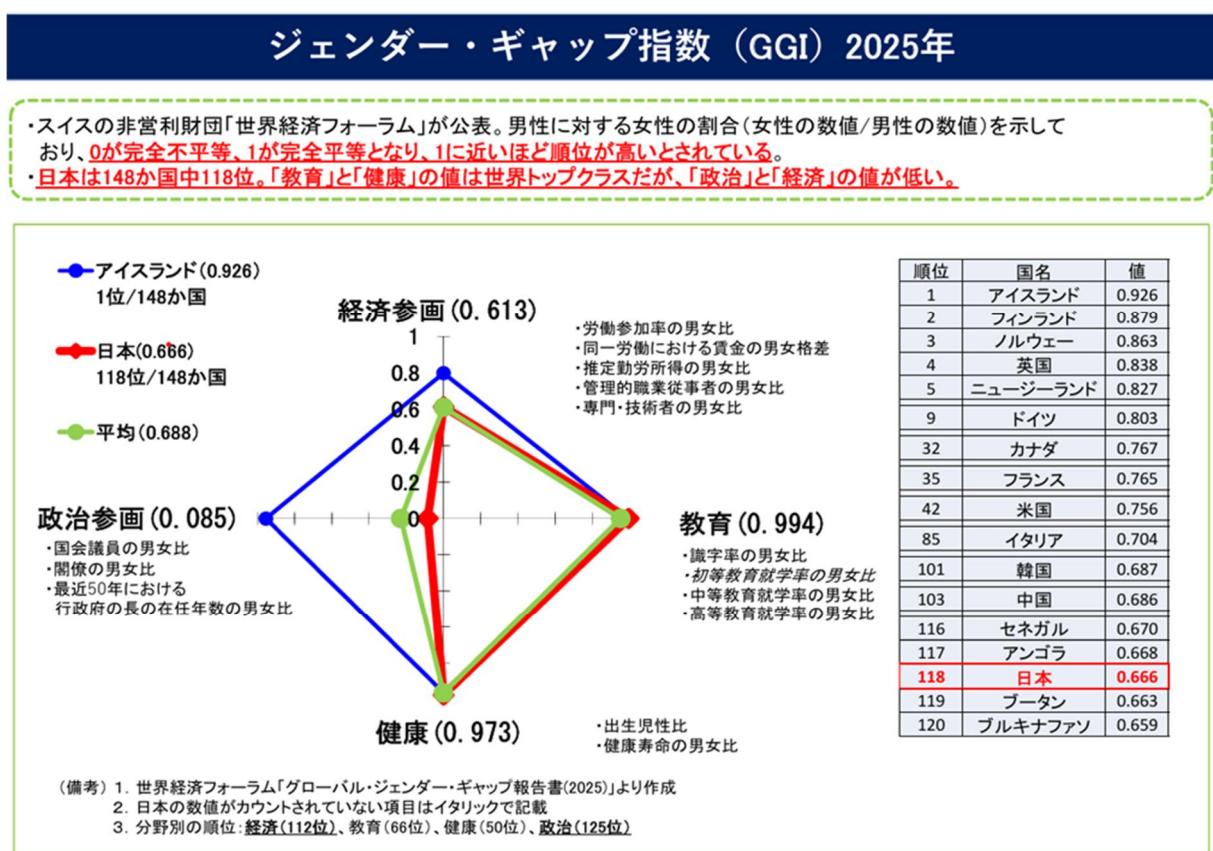
○社会情勢

(1) 国際的な日本の位置づけ

男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。

「世界経済フォーラム」が発表した2025年の「ジェンダー・ギャップ指数」をみると、4つの分野のうち政治参画（125位）及び経済参画（112位）の分野で特に男女共同参画の推進が進んでいない状況です。

そのため、県が行うあらゆる取組において、常にジェンダー平等及びジェンダーの視点を確保し、施策に反映していく必要があります。



出典: 内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」

(2) 多様な価値観の広がり、ニーズの変化

男性女性双方に、「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な性別役割分担意識が残っている一方で、県民の意識が変化している部分もあります。

令和6年度県民意識調査によると、例えば「結婚についての考え方」について、「結婚したら子どもを持つ方がよい」と回答した人の割合が令和元年度県民意識調査から12.7ポイント低くなつたことや「自身の理想の働き方」について、「結婚、子どもの有無に関わらず働き続ける」と回答した女性の割合が17.6ポイント上昇しています。

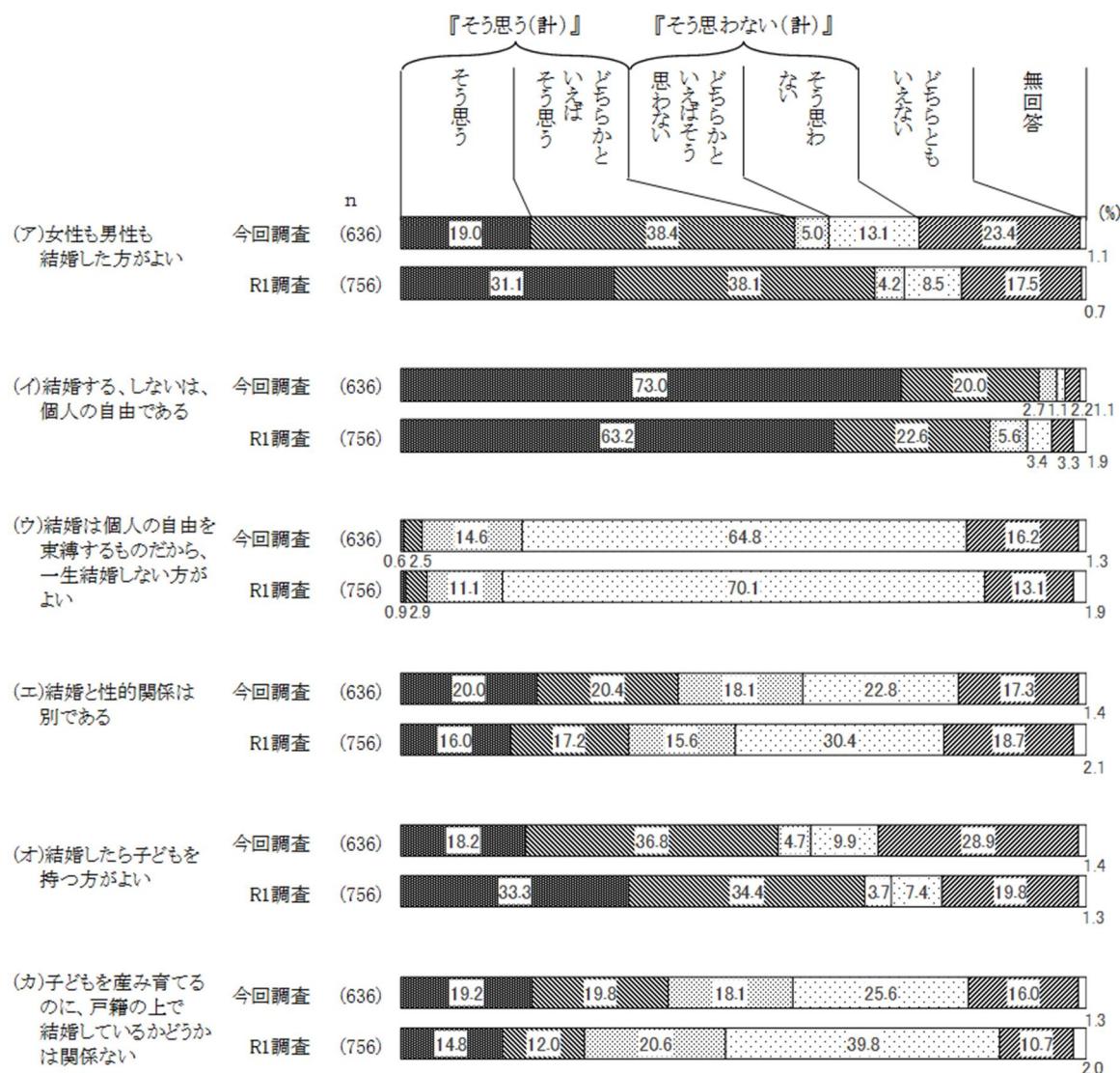
国立社会保障・人口問題研究所が令和5年8月に行った「第16回出生動向調査(独身調査)」によると、未婚の女性において仕事と家庭の両立を望む人の割合

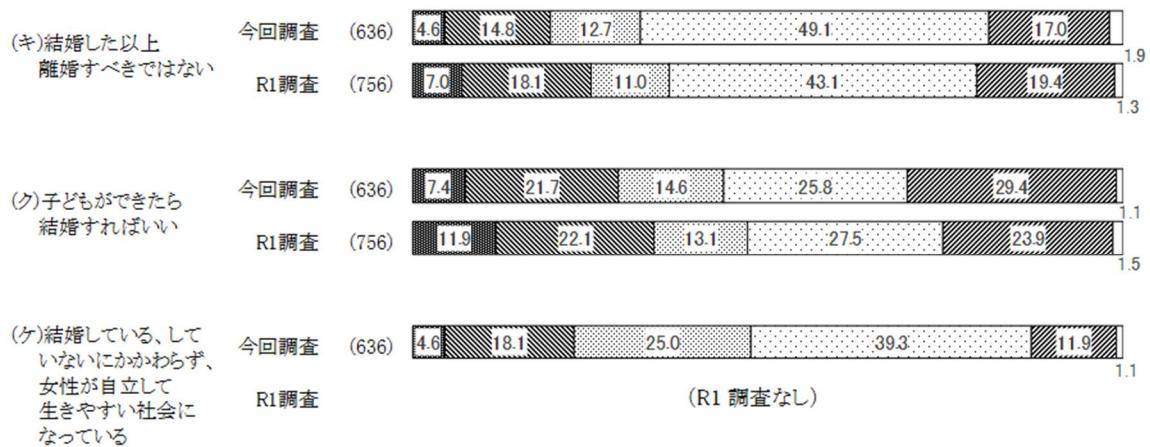
が上昇しているだけでなく、未婚の男性においても、将来のパートナーに仕事と家庭の両立を望む人の割合が上昇するなど、若い世代の仕事と家庭に対する意識に変化が見られます。

また、女性においては、ライフステージに応じて働き方の希望が変化する傾向にあり、男性も、フルタイムで残業のない働き方を含めた柔軟な働き方を希望する割合が約4割から5割存在しており、県民の働き方に対する意識にも変化が見られます。

よって、男女共同参画の取組を進める際には、県民の意識の変化を念頭に置きつつ、一人ひとりのニーズにあった取組をする必要があります。

結婚についての考え方





出典: 県多様性社会推進課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書(令和6年10月)

(3) 自然災害リスクの高まり

近年、地球温暖化などをはじめとする気候変動の影響として、集中豪雨の頻度が増加するとともに、台風等の強度が強まっており、風水害や土砂災害が増加し、甚大な被害を及ぼす傾向にあります。

本県でも、令和元年房総半島台風等の一連の災害では、県内の広範囲で長期にわたる停電や通信遮断、断水などが発生し、県民生活や各産業にこれまでにない大きな被害を及ぼしました。

令和6年能登半島地震では、道路の寸断により集落が孤立し、救助活動や物資供給への支障、電気・水道の途絶による避難の長期化や避難環境の悪化などが生じ、半島における災害脆弱性が改めて浮き彫りになりました。

そのため、本県においても、災害が起きた際、高齢者や障害のある人、妊娠婦、外国人など、避難の際に特に配慮や支援が必要な人々に対して、平時から関係機関と連携して対応を検討し、訓練などをやっておくことが必要です。

(4) テクノロジーの急速な進展

近年のテクノロジーの進展は目覚ましく、特にAIは分野によって人を上回る質のアウトプットを驚異的な速度で生成し、ビジネスや学術活動などに幅広く活用され始めるなど、働き方や生活に大きな影響を及ぼしています。

こうしたデジタル分野をはじめとするテクノロジーの進展は生産性の向上、就業環境の改善、生涯にわたる質の高い教育や医療の提供等を通じて、女性も男性も暮らしやすくするなど、男女共同参画の形成に大きく寄与していく可能性があります。

一方でテクノロジーは、その開発・利用の在り方によっては、社会経済における男女間の格差の拡大、性別役割分担意識の固定化、人権の侵害等を招く恐れがあることについても留意する必要があります。

（5）男女共同参画に関する国の動き

令和7年6月に、「独立行政法人男女共同参画機構法」が成立するとともに、「男女共同参画社会基本法」が一部改正されました。

「独立行政法人男女共同参画機構法」に基づき設立される独立行政法人男女共同参画機構は、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、令和8年4月に設立される予定であり、「センター・オブ・センターズ」としての機能が付与され、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を支援することとされています。

さらに、一部改正された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画を推進するための拠点として、「男女共同参画センター」の設置が地方公共団体に対して努力義務化されるとともに、男女共同参画社会の形成の促進に取り組む人材の確保等に向けた取組に努めることとされました。

また、同じく令和7年6月に一部改正された女性活躍推進法や男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法では、女性の職業選択に資する情報の公表の義務の適用拡大や求職者等に対するセクハラ対策の義務化、カスタマーハラスメント対策の義務化等が定められました。また、女性活躍推進法については、適用期限が10年間延長されました。

加えて、令和6年4月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に先立ち、令和6年3月に「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定し、困難な問題を抱える女性への支援に取り組んでいます。

第6次千葉県男女共同参画計画の策定に当たっては、これらの法改正の内容を踏まえる必要があります。

第2章 基本方針

1 基本理念

男女共同参画社会基本法は、日本国憲法にうたわれている「個人の尊重」、「法の下の平等」を前提に、男女共同参画社会の形成のため、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」の5つの基本理念を明らかにして、国、地方公共団体及び国民がこれらに関する取組を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

本県も当該基本理念を基に、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

2 目指す姿

本県では、令和6年1月に施行した多様性尊重条例のもと、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の実現を目指しており、本条例第2条では、人々の間にある様々な違いごとに、具体的に目指す社会の姿を規定しており、本計画では、本条例第2条第2号を基礎として、「男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会」の実現を目指します。

3 基本目標

本計画では、次の4つの基本目標を設定し、本県が目指す姿の実現に向けて取り組んでいきます。

I あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進

男女のいずれもが、あらゆる分野に主体的に参画し、一人ひとりがもつ個性や能力を発揮できる社会を目指すとともに、家事・育児・介護など、様々なライフステージに応じて、互いに協力し、支え合い、共に活躍できる社会を実現することを目標とします。

II 働く場における女性活躍の推進

働く場における様々な男女間の格差を解消するとともに、多様な働き方など、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めることで、女性が主体的に、それぞれが持つ能力を発揮し、社会の対等な構成員として、活躍できる社会を実現することを目標とします。

III 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

県民一人ひとりが、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など、様々な違いを理解し、互いに個人として尊重されるとともに、安全・安心に暮らせる社会を実現することを目標とします。

IV 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見（アンコンシャス・バイアス）を解消し、男女共同参画社会を実現するための意識変革や基盤を整備することを目標とします。

4 計画の体系

〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下の平等）

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）

目指す姿

基本目標（4）

施策項目（11）

施策の基本的な方向（28）

男女のいざれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会

I あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進

① 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

1 政治・行政分野における政策決定過程における女性の参画の促進
2 民間における方針決定過程における女性の参画の促進

② あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

1 女性の参画が少ない分野における女性活躍の場の拡大
2 男性の参画が少ない分野における男性活躍の場の拡大

③ ライフステージに応じた男女共同参画の促進

1 家事・子育て・介護への支援の促進
2 地域活動等における男女共同参画の促進

II 働く場における女性活躍の推進

① 働く場における女性への活躍支援

1 女性の就業（継続）・復職・起業への支援
2 女性の能力発揮への支援

② 誰もが働きやすい職場環境づくり

1 多様な働き方の推進
2 誰もが安心して働く職場環境の整備
3 ハラスメント対策の促進

III 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

① あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

1 あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備
2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
3 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり
4 メディアにおける女性や子ども等の人権への配慮

② 誰もが安心して暮らせる環境の整備

1 ひとり親家庭等様々な困難な状況におかれている人々への支援
2 困難な問題を抱える女性等への支援
3 男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進
4 高齢者・障害のある人・外国人・性的マイノリティなどがジェンダーに基づいて抱える問題への理解の促進・支援

③ 生涯を通じた健康づくりの推進

1 生涯を通じた男女の健康支援の推進
2 性差を考慮した健康課題等への支援

IV 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

① 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するための意識変革の推進

1 固定的性別役割分担意識の変革に向けた啓発
2 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

② 子ども・若者に向けた意識啓発

1 学校教育・社会教育等における啓発
2 多様な選択を可能とする学習の推進

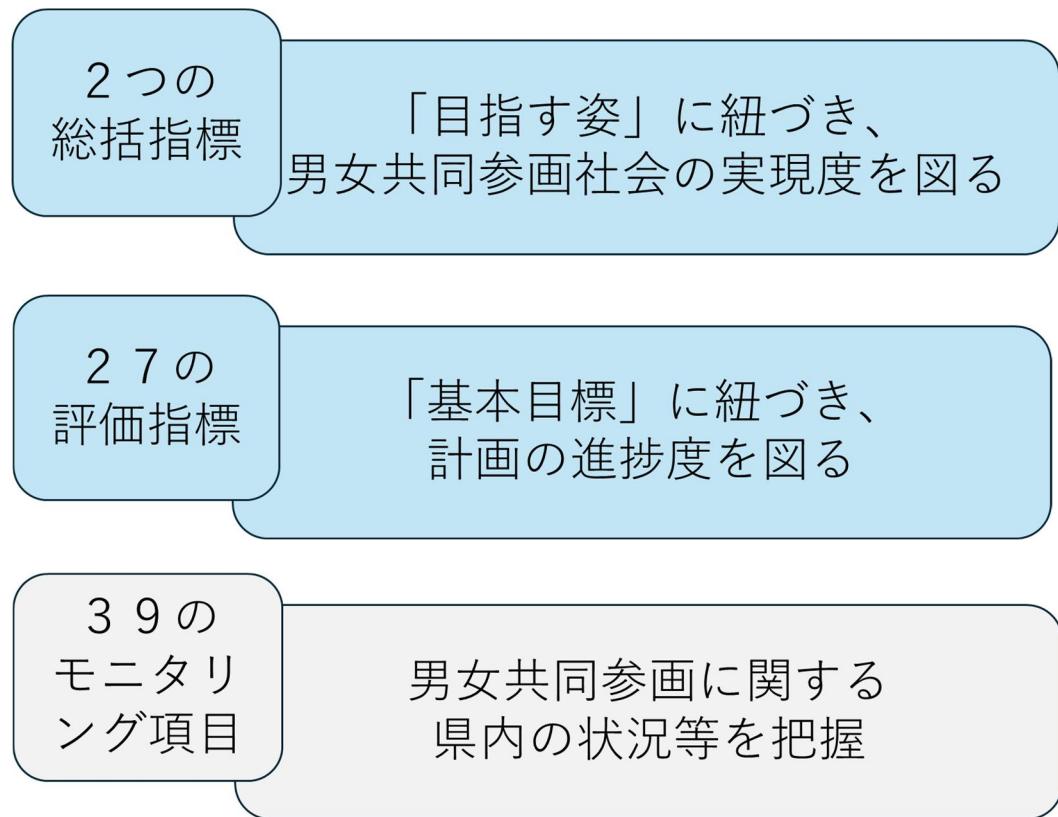
③ 推進体制の整備・強化

1 男女共同参画センターの機能強化
2 多様な主体との連携
3 計画の適正な進行管理

5 計画指標一覧

本計画では、本県の男女共同参画に関する取組の進捗度を図るため、2つの総括指標、27の評価指標を設定します。

また、指標とは別に男女共同参画の推進に関する県内の状況等を把握するため、39のモニタリング項目を設定します。



(1) 総括指標一覧

※上段が指標定義、下段が設定理由を指す（以下、計画指標・モニタリング項目も同様）

目指す姿 男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会					
No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由（※）	目標値説明
1	社会全体における男女平等意識	男性：13.6% 女性：9.7% (R6)	男性：22.0% 女性：22.0% (R11)	・「県政に関する世論調査」における社会全体での男女の地位の平等感について、「平等」と回答した人の割合。 ・男女共同参画に関する各施策を進めることにより、社会全体における平等意識が向上すると考えられるため。	令和6年度の国の「社会全体における男女平等意識の数値（男性）」が21.9%であったことを踏まえ、目標値を設定。
2	女性の権利に関する法制度等の認知度 ①多様性尊重条例 ②男女共同参画社会基本法 ③男女雇用機会均等法 ④女性活躍推進法 ⑤女子差別撤廃条約	①29.8% ②51.6% ③88.7% ④37.6% ⑤23.0% (R6)	①35.0% (R12) ②57.0% ③90.0% ④48.0% ⑤32.0% (R11)	・「県政に関する世論調査」における「多様性尊重条例」の認知度について、「知っている」と回答した人の割合、県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における法令等の認知度について、「男女共同参画社会基本法」「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」「女子差別撤廃条約」を見たり聞いたことがあると回答した人の割合。 ・男女共同参画に関する各施策を進める過程において、県民が各法制度を認知する機会があると考えられるため。	①については、毎年1%上昇させることで目標値を設定。 ②～⑤については、過去調査における最も高かった数値より5%良くなることを目指し、目標値を設定。

(2) 評価指標一覧

基本目標 I あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進					
施策項目 I ①政策・方針決定過程における男女共同参画の促進					
No	指標	計画策定期	目標値	指標定義/設定理由(※)	目標値説明
1	県の審議会等における女性委員割合	31.3% (R6)	40.0% (R12) ※国の6次計画の目標値を踏まえて検討	・県の審議会等（法律又は条例により設置された附属機関及び要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等附属機関に準ずる機関）における女性委員の割合。 ・審議会等の女性委員が増えることで、行政分野における女性の政策決定過程への参画が進むと考えられるため。	国の「第6次男女共同参画基本計画」において、令和12年までに女性委員の割合を○○%にすることを目標にしていることを踏まえ、目標値を設定
2	県庁の女性管理職の割合	14.1% (R7)	20.0% (R11)	・知事部局、公営企業、議会事務局、行政委員会における管理職（本庁課長級以上）のうち、女性が占める割合。 ・県庁の女性管理職が増えることで、行政分野における女性の政策決定過程への参画が進むと考えられるため。	「千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プラン」における数値目標（令和11年度までに20%）に合わせて、目標値を設定。
3	事業所における女性管理職の割合	15.0% (R5)	国の「第6次男女共同参画計画」の目標値を踏まえて検討	・県の「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」における県内事業所の管理職（課長相当職以上）のうち、女性が占める割合。 ・県内事業所の女性管理職が増えることで、民間における女性の方針決定過程への参画が進むと考えられるため。	国の「第6次男女共同参画基本計画」において、民間企業の雇用者における各役職段階に占める女性の割合の目標値を、○○%としていることを踏まえ、目標値を検討。
4	公立学校の女性管理職の割合	校長：22.0% 副校長・教頭：21.3% (R6)	校長：26.0% 副校長・教頭：30.0% (R11)	・文部科学省の「学校基本調査」における県内公立学校（小・中・高）の管理職（校長・副校長・教頭）のうち、女性が占める割合。 ・公立学校の女性管理職が増えることで、教育の場における女性の方針決定過程への参画が進むと考えられるため。	第2期プラン満了に伴い、「第3期千葉県教育委員会女性職員活躍推進プラン」における数値目標に合わせて、目標値を設定。
施策項目 I ②あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映					
No	指標	計画策定期	目標値	指標定義/設定理由(※)	目標値説明
5	消防団における女性消防団員の割合	3.1% (R7)	国の「第6次男女共同参画基本計画」を踏まえ検討	・消防庁の「消防団の組織概要等に関する調査」における県内消防団における女性消防団員の割合。 ・女性消防団員の割合が増えることで、防災分野における女性の職域拡大が進むと考えられるため。	国の「第6次男女共同参画基本計画」において、女性消防団員の割合の目標値を、○○%としていることを踏まえ、目標値を設定。
6	認定農業者に占める女性の割合	9.4% (R5)	12.0% (R12)	・農林水産省の「都道府県別農業経営改善計画の認定状況」における県内の認定農業者に占める女性の割合。 ・認定農業者に占める女性の割合が増えることで、農業分野における女性の職域拡大が進むと考えられるため。	過去10年の推移を踏まえ推定した割合に、事業施策や支援による加速を見込み、目標値を設定
7	女性警察官の割合	12.7% (R7)	15.0% (R12)	・県内の警察官に占める女性警察官の割合。 ・女性警察官の割合が増えることで、警察における女性の職域拡大が進むと考えられるため。	「第2次千葉県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」に基づき、目標値を設定
施策項目 I ③ライフステージに応じた男女共同参画の促進					
No	指標	計画策定期	目標値	指標定義/設定理由(※)	目標値説明
8	子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合	78.3% (R6)	80.0% (R12)	・県の「子育てアンケート」において、「子どもを生み育てやすいと感じている（まあ感じている）」と回答した割合。 ・子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合が増えることで、家庭における子育ての負担が軽減されていると考えられるため。	令和6年度の現状値(78.3%)からの増加を目指し、目標値を設定

基本目標Ⅱ 働く場における女性活躍の推進

施策項目Ⅱ-①働く場における女性への活躍支援

No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由（※）	目標値説明
9	女性の就業率	男性：59.9% (R2) 女性：46.0% (R2)	国の「第6次男女共同参画計画」の目標値を踏まえて検討	・ 総務省の「国勢調査」における県内の15歳以上の女性の人口に占める就業者の割合 ・ 女性の就業率が増えることで、就業を望む女性がその能力を発揮できていると考えられるため。	国の「第6次男女共同参画基本計画」において、〇〇の目標値を、〇〇%としていることを踏まえ、目標値を検討。
10	女性の雇用者に占める正規職員の割合	女性：45.9% (R4) (男性：77.7% (R4))	国の「第6次男女共同参画計画」の目標値を踏まえて検討	・ 総務省の「就業構造基本調査」における県内の役員を除く女性雇用者に占める正規の職員・従業員の割合。 ・ 女性の正規職員が増えることで、男女間の賃金格差の解消や女性の能力発揮につながると考えられるため。	国の「第6次男女共同参画基本計画」において、〇〇の割合の目標値を、〇〇%としていることを踏まえ、目標値を検討。

施策項目Ⅱ-②誰もが働きやすい職場環境づくり

No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由（※）	目標値説明
11	県府における男性職員の育児休業取得率	88.4% (R6)	100% (R11)	・ 県府における男性職員の育児休業取得率。 ・ 県府における男性職員の育児休業取得率が増えることで、子育てと仕事の両立につながると考えられるため。	「千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プラン」における数値目（令和11年度までに100%）に合わせて、目標値を設定。
12	県府における男性職員の育児休業取得日数	85.3% (R6)	85.0% (R11)	・ 育児休業を2週間以上取得した県府の男性職員の割合。 ・ 県府の男性職員が取得日数も考慮した育児休業を取得しているか把握する必要があるため。	「千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プラン」における数値目（令和11年度までに85%）に合わせて設定。
13	学校職員及び教育庁等の男性職員の育児休業取得率	学校職員：28.2% 教育庁等職員：84.2% (R5)	学校職員：50.0% 教育庁等職員：100% (R11)	・ 公立学校職員及び教育庁等の男性職員の育児休業取得率。 ・ 学校職員及び教育庁等の男性職員の育児休業取得率が増えることで、子育てと仕事の両立につながると考えられるため。	・ 学校教員は、令和5年度実績を鑑み、総務省通知にある数値目標（50%）を踏まえ、設定。 ・ 教育庁等職員は、令和5年度実績でも84%であるため、100%を目標として設定。
14	警察における男性職員の育児休業取得率	80.9% (R6)	85.0%以上 (R12)	・ 県警察における男性職員の育児休業取得率。 ・ 県警察の男性職員の育児休業取得率が増えることで、子育てと仕事の両立につながると考えられるため。	「第2次千葉県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」に基づき目標値を設定
15	働きやすいと感じる女性の割合	男性：53.9% (R6) 女性：53.5% (R6)	国の「第6次男女共同参画計画」の目標値を踏まえて検討	・ 「県政に関する世論調査」における「職場での働きやすさ」について、「働きやすい（どちらかといえば働きやすい）」と回答した女性の割合。 ・ 働きやすいと感じる女性の割合が増えることで、誰もが安心して働ける職場環境が整備されていると考えられるため。	国の「第6次男女共同参画基本計画」において、〇〇の割合の目標値を、〇〇%としていることを踏まえ、目標値を検討。
16	多様な就業形態を導入している事業所の割合	テレワークの導入・定着：11.7% (R5)	国の「第6次男女共同参画計画」の目標値を踏まえて検討	・ 県の「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」における「女性が活躍できる職場づくりに向けた取組」について、「テレワークの導入・定着」に取り組んでいる県内事業所の割合。 ・ 多様な就業形態を導入する県内事業所が増えることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与し、誰もが働きやすい職場環境づくりにつながると考えられるため。	国の「第6次男女共同参画基本計画」において、テレワークの割合の目標値を、〇〇%としていることを踏まえ、目標値を検討。
17	事業所における男性の育児休業取得率	44.5% (R5)	国の「第6次男女共同参画計画」の目標値を踏まえて検討	・ 県の「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」における県内事業所の男性の育児休業取得率。 ・ 県内事業所における男性の育児休業取得率が増えることで、子育てと仕事の両立につながると考えられるため。	国の「第6次男女共同参画基本計画」において、民間企業における男性の育児休業取得率の割合の目標値を、〇〇%としていることを踏まえ、目標値を検討。
18	事業所におけるハラスメント防止のための取組	94.1% (R5)	100% (R12)	・ 県の「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」における「ハラスメント防止のための取組状況」について、取組を実施していると回答した事業所の割合。 ・ ハラスメント対策に取り組む事業所が増えることで、誰もが働きやすい職場環境づくりにつながると考えられるため。	令和5年度の現状値（94.1%）からの増加を目指し、目標値を設定。

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

施策項目Ⅲ-①あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

No	指標	計画策定期	目標値	指標定義/設定理由（※）	目標値説明
19	DVや困難な問題を抱える女性支援に関する相談窓口や居場所等の認知度	インターネットアンケート:23.0% (R2) 大学生意識等調査:53.0% (R2)	「知らない」の回答を10.0%以下 (R12)	・県の「大学生意識等調査」及び「インターネットアンケート」における「DVや困難な問題を抱える女性支援に関する相談窓口や居場所等」について、「知らない」と回答した人の割合。 ・配偶者等からの暴力に関する相談窓口の認知度が増えることで、相談がしやすくなり、暴力の防止・被害者支援につながりやすくなると考えられるため。	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)」における数値目標に合わせて、設定。
20	DVを受けた人のうち相談した人の割合	19.8% (R6)	50.0% (R11)	・県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における「DV被害の相談状況」について、「相談した」と回答した人の割合。 ・DV被害者からの相談割合が増えることで、DVの防止・被害者支援につながりやすくなっていると考えられるため。	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)」における数値目標に合わせて、設定。

施策項目Ⅲ-②誰もが安心して暮らせる環境の整備

No	指標	計画策定期	目標値	指標定義/設定理由（※）	目標値説明
21	困難な問題を抱える女性への支援のための相談窓口設置市町村数	21市 (R7)	増加を目指します。 (R12)	・県の「市町村における女性支援・DV被害者支援による実態調査」における「困難な問題を抱える女性への相談窓口の設置」について、「設置している」と回答した市町村数。 ・相談窓口を設置する市町村が増えることで、困難な問題を抱える女性の支援に関する基盤整備が進むと考えられるため。	「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の目標設定と同様とする。
22	地域防災活動における男女共同参画の視点に立った取組の充足度	男性: 11.8% (R6) 女性: 11.0% (R6)	増加を目指します。 (R11)	・県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における「地域防災活動に関する男女共同参画の視点に立った取組の充足度」について、「十分にされていると思う」と回答した人の割合。 ・当該数値が増加することで、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策の取組に関する県民の理解が進んだと考えられるため。	現状の数値を踏まえ、具体的な数値目標を設定するのではなく、まずは地域防災活動において男女共同参画の視点に立った取組を広く普及させることを方針とする。

施策項目Ⅲ-③生涯を通じた健康づくりの推進

No	指標	計画策定期	目標値	指標定義/設定理由（※）	目標値説明
23	健康寿命の延伸	男性: 72.96年 (R4) 女性: 75.89年 (R4) (参考) 平均寿命 男性: 81.45年 (R2) 女性: 87.50年 (R2)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 (R10)	・「健康寿命の算定プログラム」を用いて算出した日常生活に制限のない期間の平均 ・健康寿命が延伸されることで、男女の特徴を踏まえつつ県民全体の健康づくりの取組が推進されたと考えられるため。	健康寿命は主観的要素や調査手法の影響を受けやすいため、精微な数値目標の設定が難しく、また、固定的な数値目標を設けると、地域差や社会環境の変化に対応することが難しくなるため、相対目標を設定。

基本目標IV 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

施策項目IV-①固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するための意識変革の推進

No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由（※）	目標値説明
24	現在の家事等の役割分担	食事：22.1% 掃除・洗濯：24.0% 子どもの世話：19.4% (R6)	食事：50.0% 掃除・洗濯：50.0% 子どもの世話：42.0% (R11)	・県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における「現在の家事等の役割分担」について、「食事の支度・あとかたづけ」「掃除・洗濯」「子どもの世話」を夫婦とも同じくらい行うと回答した人の割合。 ・当該割合が増加することで、固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見が解消され、日常生活における行動が変容していると考えられるため。	同調査の「理想の家事等の役割分担」における、夫婦とも同じくらい行うと回答した人の割合（食事：75.7%、掃除・洗濯：76.9%、子どもの世話：63.6%）を、10年後に達成できるよう、5年後の目標値を設定。
25	男女の役割分担意識	女性：54.5% 男性：39.9% (R6)	女性：68.4% 男性：58.4% (R11)	・県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における「男女の役割分担意識」について、「男は仕事、女は家庭」という考え方方に反対と回答した人の割合。 ・当該割合が増加することで、固定的な性別役割分担意識が解消されていると考えられるため。	女性の数値については、令和元年度調査から令和6年度調査への進捗率（25%増）を踏まえて、目標値を設定。 男性の数値については、女性の数値との乖離幅が小さくなるように目標値を設定。

施策項目IV-②こども・若者に向けた意識啓発

No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由（※）	目標値説明
26	学校教育の場における男女の地位の平等感	女性：45.2% 男性：59.8% (R6) 【参考（「わからない」を除いた割合） 女性：59.8% 男性：72.6%	女性：74.0% 男性：74.0% (R11)	・県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における男女平等意識について、「学校教育の場で平等」と回答した人の割合（「わからない」と回答した人を除く）。 ・当該数値が増加することで、学校教育の場における男女共同参画が推進されたと考えられるため。	令和6年9月に調査があった内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」の結果（女性：67.4%、男性：73.8%）を踏まえて、目標値を設定。

施策項目IV-③推進体制の整備・強化

No	指標	計画策定時	目標値	指標定義/設定理由（※）	目標値説明
27	男女共同参画センターの認知度（調整中）	—	調整中	調整中	調整中

(3) モニタリング項目一覧

基本目標Ⅰ あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進		
施策項目Ⅰ-①政策・方針決定過程における男女共同参画の促進		
No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由 (※)
1	千葉県議会・市議会・町村議会における女性議員割合	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省の「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」における各女性議員割合。 ・政治分野における女性の政策決定過程への参画状況を把握する必要があるため。
2	国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」における各審議会等の女性委員の割合。 ・行政分野における女性の政策決定過程への参画状況について、国や県内の状況を把握する必要があるため。
3	市町村職員における女性職員の管理職への登用率	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」における県内市町村における女性の課長相当職以上の職員の割合。 ・行政分野における女性の政策決定過程への参画状況について、県内市町村の状況を把握する必要があるため。
4	農業協同組合の役員に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・県内総合農協の役員に占める女性の割合。 ・農林水産業の分野における女性の方針決定過程への参画状況について、把握する必要があるため。目標値（国の第6次男女共同参画基本計画を踏まえて設定）も設定する。
5	農業委員に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・県内農業委員会における農業委員数に占める女性委員の割合。 ・農林水産業の分野における女性の方針決定過程への参画状況について、把握する必要があるため。目標値（国の第6次男女共同参画基本計画を踏まえて設定）も設定する。
6	土地改良区理事に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の土地改良区における女性理事の登用割合。 ・女性理事の登用により、多角的な視点が生まれ、土地改良区等の組織運営の体制強化、運営基盤の強化に資するものとなるため。目標値（男性：90.0%、女性：10.0% (R11)）も設定する。
施策項目Ⅰ-②あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映		
No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由 (※)
7	女性の災害対策コーディネーター登録者数	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村における千葉県災害対策コーディネーターの女性登録者数。 ・女性の視点を踏まえた防災対策を推進するため、女性の災害対策コーディネーター参画状況を把握する。
8	男女別医師数	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の「医師・歯科医師・薬剤師統計」における男女別の医師数（主たる従業地が千葉県）。 ・医師における女性の職域拡大状況について、把握する必要があるため。
9	男性の保育士就業者数	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省の「国勢調査」における県内の男性保育士就業者数。 ・保育分野における男性の職域拡大状況について、把握する必要があるため。
10	男性の保育士登録者数	<ul style="list-style-type: none"> ・県に保育士登録をしている男性保育士数。 ・保育分野における男性の職域拡大状況について、把握する必要があるため。
11	男女別看護師数	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の「衛生行政報告例」における県内の男女別の看護師数。 ・看護分野における男性の職域拡大状況について、把握する必要があるため。
12	介護労働者の男女比	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人介護労働安定センターの「介護労働実態調査」における県内の介護労働者の男女比。 ・介護分野に携わる職員が女性に偏っていないか把握する必要があるため。
施策項目Ⅰ-③ライフステージに応じた男女共同参画の促進		
No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由 (※)
13	保育所待機児童数	<ul style="list-style-type: none"> ・各年4月1日現在の保育所等の利用待機児童数。 ・子育て支援の観点から、子どもを保育所等へ預けたい人が預けられる状況となっているか把握する必要があるため。
14	放課後児童クラブ待機児童数	<ul style="list-style-type: none"> ・各年5月1日現在の放課後児童クラブ待機児童数。 ・仕事と子育ての両立支援の観点から、子どもを放課後児童クラブへ預けたい人が預けられる状況となっているか把握する必要があるため。
15	介護を理由にした離職者の平均人數	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」における県内事業所の介護を理由にした離職者の平均人數。 ・介護と仕事の両立ができる環境が実現しているか把握する必要があるため。
16	特別養護老人ホーム整備床数	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県高齢者保健福祉計画」に掲げる整備目標数を基本として整備した特別養護老人ホームの床数。 ・地域における介護支援体制の状況を把握するうえで、在宅での生活が困難な高齢者の受け皿として重要な施設である特別養護老人ホームの整備状況をモニタリングしていく必要があるため。
17	自治会長・PTA会長における女性割合	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」における県内の自治会長における女性割合、県内のPTA会長における女性割合。 ・地域活動における男女共同参画の状況を把握する必要があるため。

基本目標Ⅱ 働く場における女性活躍の推進

施策項目Ⅱ-①働く場における女性への活躍支援

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由（※）
18	所定内給与額の男女格差	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における本県の所定内給与額について、男性を100とした場合の女性の賃金の割合。 男女間の賃金格差を解消するという観点から、所定内給与額の男女格差の現状を把握する必要があるため。

施策項目Ⅱ-②誰もが働きやすい職場環境づくり

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由（※）
19	育児休業・介護休業の取得しやすさ	<ul style="list-style-type: none"> 県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における「育児・介護休業のとりやすさ」について、「育児休業・介護休業を取りやすい（どちらかといえば取りやすい）と回答した人の割合。 誰もが働きやすい職場環境の実現のため、育児休業や介護休業が取りやすいと感じる方を把握する必要があるため。
20	週間就業時間60時間以上の雇用者の割合	<ul style="list-style-type: none"> 総務省の「労働力調査（基本集計）」における南関東地域の週間就業時間60時間以上の雇用者の割合 誰もが働きやすい職場環境の実現のため、長時間労働の状況を把握する必要があるため。
21	セクハラの相談・指導件数	<ul style="list-style-type: none"> 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談・指導件数。 誰もが働きやすい職場環境の実現のため、セクシュアル・ハラスメントの状況を把握する必要があるため。

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

施策項目Ⅲ-①あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由（※）
22	配偶者暴力相談支援センター等への相談件数	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「「配偶者暴力相談支援センターに関する情報」及び「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」について」（内閣府による相談件数調査）における相談件数。 ・DVの防止・被害者支援の観点から、DVに関する相談状況を把握する必要があるため。
23	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数。 ・性犯罪・性暴力被害者への支援の観点から、性犯罪や性暴力被害の状況を把握する必要があるため。
24	性犯罪110番（#8103）で受理した件数	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪110番（#8103）で受理した件数 ・性犯罪・性暴力被害者への支援の観点から、性犯罪や性暴力被害の状況を把握する必要があるため。

施策項目Ⅲ-②誰もが安心して暮らせる環境の整備

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由（※）
25	母子世帯の母・父子世帯の父の年間就労収入の構成割合	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭の「全国ひとり親世帯等調査」における全国の母子世帯の母の年間就労収入及び父子世帯の父の年間就労収入の構成割合。 ・ひとり親家庭の貧困状況を把握する必要があるため。
26	防災危機管理部における女性職員の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・県防災危機管理部における女性職員の割合。 ・県庁における防災分野の女性の参画状況をモニタリングする必要があるため。
27	ダイバーシティという考え方の認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・「県政に関する世論調査」における「ダイバーシティという概念を知っている」と回答した人の割合。 ・社会に存在する多様な立場の人を尊重することの重要性を理解しているか把握する必要があるため。

施策項目Ⅲ-③生涯を通じた健康づくりの推進

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由（※）
28	男女別の自殺死亡者数	<ul style="list-style-type: none"> ・「人口動態統計」における県内の男女別自殺死亡者数。 ・男女で自殺死亡者数に違いがあるのか把握する必要があるため。
29	男女別のがん検診の受診率	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民生活基礎調査」におけるのがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針で示されている科学的根拠に基づくがん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん）の受診率 ・がん検診を受診することで、がんの早期発見につながり生涯の健康づくりの推進につながるため。なお、性別特有のがんがあるため、男女別に数値をモニタリングする必要がある。
30	年齢階級別人工妊娠中絶の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の「衛生行政報告例」における年齢階級別人工妊娠中絶の状況。 ・性教育の充実度等を測る観点から、望まない妊娠の状況を把握する必要があるため。
31	男女別のAED使用率	<ul style="list-style-type: none"> ・心肺停止状態で見つかった者（心原性、一般市民の目撃有り）のAED使用率。 ・男性と女性それぞれに対するAEDの使用率を高めるという観点から、男女別のAED使用率を把握する必要があるため。
32	産婦人科医数	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の「医師・歯科医師・薬剤師統計」における、主たる従事地が千葉県である医療施設従事医師数のうち、主たる診療科が「産婦人科」「産科」「婦人科」の合計人数と定義する。 ・産婦人科医の充足は出産の安心・安全に必要であるため。

基本目標IV 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

施策項目IV-①固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するための意識変革の推進

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由（※）
33	社会全体における男女平等意識（内閣府調査）	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」における「男女の地位の平等感」について、「社会全体における男女の地位が平等」と回答した人の割合。 社会全体における男女の平等意識について、国と県で数値に乖離があるか比較する必要があるため。
34	男性の家事関連時間	<ul style="list-style-type: none"> 総務省の「社会生活基本調査」における家事関連時間について、県内の10歳以上の男性が「家事」「育児」「買い物」「介護・看護」を行っている時間の週全体平均。 女性への家事の負担の偏り状況を把握する必要があるため。

施策項目IV-②こども・若者に向けた意識啓発

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由（※）
35	理学・工学分野を専攻する女子生徒数	<ul style="list-style-type: none"> 県の「進路状況調査」における「高等学校の専攻分野別大学等進学者数（公立）」について、理学・工学分野を専攻する女子生徒数。 若者の意識変革により、理学・工学分野を専攻する女子生徒数にどのくらいの影響があったかモニタリングする必要があるため。
36	子どもの教育における男女平等意識	<ul style="list-style-type: none"> 県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」における子どもの教育における男女平等意識について、「理系は、男性の方が向いている」と回答した人の割合。 子どもの教育や進路選択において、固定的な性別役割分担意識が植え付けられていないかモニタリングする必要があるため。
37	高等学校卒業者の大学・短大への進学者数	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省の「学校基本調査」における県内の高等学校卒業者の大学・短大への男女別進学者数。 大学や短大への進学者数に男女差がないかモニタリングする必要があるため。

施策項目IV-③推進体制の整備・強化

No	モニタリング項目	定義/モニタリング理由（※）
38	女性・男性のための総合相談件数	<ul style="list-style-type: none"> 県の「女性のための総合相談窓口」や「男性のための総合相談窓口」で対応した相談件数。 悩みを抱えている女性や男性の状況をモニタリングする必要があるため。
39	地域推進員設置市町村数	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県男女共同参画地域推進員が設置されている市町村数。 地域における男女共同参画推進の担い手である地域推進員が活動する範囲を広げていく必要があるため。